

2025年1月10日
鶴岡ガス株式会社

『電気・ガス料金負担軽減支援事業』について

平素より鶴岡ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、『本事業』とする）」実施に伴うガス料金の値引きを行います。

なお、本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

【本事業による値引きの概要】

対象のお客様 当社と都市ガスをご契約されているお客さま
(LPガス・旧簡易ガス「文下地区」については対象外となります。)

実施期間および	2025年2月使用分（2月検針分）	10円/m ³ （税込み）
値引き単価	2025年3月使用分（3月検針分）	10円/m ³ （税込み）
	2025年4月使用分（4月検針分）	5円/m ³ （税込み）

※ 詳細は、経済産業省の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

尚、特設サイトにて値引き期間が1月～3月使用分までと記載してありますが、当社の場合値引き期間が2月～4月使用分までとなります。